

未判定外来生物について

1. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（抜粋）

第四章 未判定外来生物

(輸入の届出)

第二十一条 未判定外来生物（在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの（生きているものに限る。）をいう。以下同じ。）を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

(判定)

第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があったときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

(輸入の制限)

第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

2. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（抜粋）

(未判定外来生物)

第二十八条 法第二十一条の未判定外来生物は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）及びその器官（飼養等についての法に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。）とする。

(未判定外来生物の輸入又は本邦への輸出に係る届出)

第二十九条 法第二十一条又は法第二十四条第一項の届出は、次に掲げる事項を日本語で記載された届出書を主務大臣に提出して行うものとする。

一 未判定外来生物を輸入又は本邦へ輸出しようとする者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 輸入又は本邦へ輸出しようとする未判定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 学名

ロ 入手国

ハ 生態特性に関する次に掲げる情報

(1) 本来の生息地又は生育地の分布状況

(2) 文献その他の根拠を示す資料

ニ その他既に入手している情報であって提出が可能なもの

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律の概要

平成25年6月改正

目的

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。

特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表

特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を政令で指定(112種類)

特定外来生物の飼養・輸入等の規制

- 飼養、栽培、保管又は運搬は、主務大臣の許可を受けた場合(学術研究等の目的で適正に管理する施設等を有する)等を除き、禁止
- 輸入は、許可を受けた場合を除き、禁止
- 個体識別措置等を講じる義務
- 野外への放出等は、主務大臣の許可を受けた場合(防除に資する学術研究の目的で基準を満たす)等を除き、禁止

防除

野外における特定外来生物について国のほか地方公共団体等の参加により防除を促進する。

輸入品等の検査等

特定外来生物等が付着・混入している輸入品等を検査し、必要に応じ消毒・廃棄を命ずる。

その他、輸入時に特定外来生物を確認する証明書の添付、調査、普及啓発、罰則等を規定。

未判定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるかどうか未判定の外来生物を主務省令で指定

未判定外来生物の輸入の制限

- 輸入者に届出義務
- 判定が終わるまでの一定期間輸入を制限

主務大臣の判定

被害を及ぼすおそれあり

被害を及ぼすおそれなし

指定されない生物

規制なし

特定外来生物被害防止基本方針（抜粋）

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想 （略）

第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

外来生物による生態系等に係る被害を適正かつ効果的に防止するため、外来生物を一様に規制の対象とするのではなく、特に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を適切に特定外来生物に選定する必要がある。

特定外来生物の選定に当たっては、以下の各事項に照らして適当な外来生物について、原則として種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）を単位として行うものとし、必要に応じ、属、科等一定の生物分類群（上位分類群）を単位とする。また、交雑することにより生じた生物を特定外来生物に選定する際には、交雑して当該生物を生じさせる外来生物の種の組み合わせ、又は外来生物及び在来生物の種の組み合わせを単位とし、必要に応じ、属、科等の生物分類群を組み合わせるものとする。

1 選定の前提

ア 我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外との物流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、原則として、概ね明治元年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対象とする。

イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

ウ 外来生物のうち、交雑することにより生じた生物には、その由来となる生物との交雑による後代の生物も特定外来生物に含めるものとする。

エ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）や植物防疫法（昭和25年法律第151号）など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされていると認められる外来生物については、特定外来生物の選定の対象としない。

2 被害の判定の考え方

（1）被害の判定

特定外来生物については、以下のいずれかに該当する外来生物を選定する。

ア 生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、①在来生物の捕食、②生息地若しくは生育地又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物の駆逐、③植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊、④交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

イ 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、危険の回避や対処の方法についての経験に乏しいため危険性が大きくなることが考えられる、人に重度の障害をもたらす危険がある毒を有する外来生物又は重傷を負わせる可能性のある外来生物を選定する。

なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、人の生命又は身体に係る被害には、感染症に係る被害は含まない。

ウ 農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、単に我が国の農林水産物に対する食性があるというだけではなく、農林水産物の食害等により、農林水産業に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、農林水産業に係る被害には、家畜の伝染性疾病などに係る被害は含まない。

(2) 被害の判定に活用する知見の考え方

被害の判定に際しては、次の知見を活用し、特定外来生物の選定を進める。

ア 生態系等に係る被害又はそのおそれに関する国内の科学的知見を活用する。

なお、被害のおそれに関しては、現に被害が確認されていない場合であっても既存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を活用するものとする。

イ 国外で現に生態系等に係る被害が確認されており、又は被害を及ぼすおそれがあるという科学的知見を活用する。ただし、国外の知見については、日本の気候、地形等の自然環境の状況及び社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合に活用するものとする。

3 選定の際の考慮事項

特定外来生物の選定に当たっては、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義に、外来生物の生態的特性及び被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制の確保、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手可能性など特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響も考慮し、随時選定していくものとする。

また、外来生物の生態的特性及び被害に係る科学的知見を踏まえ、特に、予防的観点から有効かつ適切な場合には、種の単位だけでなく、属、科等の単位で選定するよう努めるものとする。

さらに、生態系等に係る被害を及ぼすことが懸念される外来生物が、我が国で初めて確認された場合又は侵入初期の場合に、海外からの更なる導入、野外への逸出又は分布拡大などによる被害を防止するために、飼養等の規制の導入又は緊急的な防除が早急に必要とされる際には、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努めるものとする。

なお、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにするものとする。

4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取

(1) 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

ア 生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者の意見を聴くこととする。

イ 学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植物等の生物の分類群に対応するよう留意する。

ウ 特定外来生物の選定に際しては、当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に意見を聴くことができるよう、最も関係の深い分野の学識経験をあらかじめ登録しておくなど、必要に応じて意見を聴くことができる体制を構築する。

エ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング又は委員会形式での学識経験者間の意見交換など、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討する。

オ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集するとともに、当該生物を利用する者等関係者の意見を聴取することを検討する。

カ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

(2) パブリック・コメント手続

学識経験者の意見を聴いて作成した特定外来生物の選定案については、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施し、提出された意見及び情報を考慮した上で特定外来生物を指定する。

(3) WTO通報手続

特定外来生物の指定に当たっては、世界貿易機関（WTO）・衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に整合するよう、WTO加盟国への通報手続を行い、特定外来生物の指定を的確に進める。

第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

(略)

第4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

(略)

第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項

(略)

第6 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

1 未判定外来生物

(1) 選定に係る考え方

(略)

(2) 選定の前提

(略)

(3) 選定に係る意見の聴取

(略)

(4) 判定に係る届出事項の内容

未判定外来生物を輸入しようとする者又は未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者に対しては、当該未判定外来生物の正式学名、入手国（入手地又は輸出国等）、生態的特性等に関する情報を主務大臣に届け出させるものとする。

当該未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かの判定は主務大臣が行うものであり、当該おそれがあるか否かについて輸入しようとする者等に情報提供の義務は課さないが、自主的な情報の提供は受けることとする。

(5) 判定の手続

届出があった場合は、第2の2から4までの考え方に沿って、予防的な観点を踏まえつつ、最新の科学的知見を用いて適正に判定することとする。その際、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努めるものとする。

(6) その他

届出の行われない未判定外来生物についても、国は科学的知見を充実させ、被害を及ぼすかどうかの判定を順次行うよう努めるものとする。

2～5

(略)

未判定外来生物の輸入届出の概要

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第21条に基づき届出のあった未判定外来生物の輸入の届出の概要は以下のとおり。

1. 届出の内容

- (1) 届出の日：平成27年2月25日（水）
- (2) 届出の受理日：平成27年3月6日（金）
- (3) 届出の種類：未判定外来生物の輸入の届出
- (4) 未判定外来生物の種類、入手国名、生態的特性に関する情報

| 未判定外来生物の種類 | 入手国名 | 生態特性に関する情報 | |
|---|---------|-----------------|--|
| | | 本来の生息地・生育地の分布状況 | 文献その他の根拠を示す資料 |
| ツヤクロゴケグモ <i>Latrodectus hesperus</i> | アメリカ合衆国 | 北アメリカ大陸 | <ul style="list-style-type: none"> ・ Western Black Widow Spider http://www.savenature.org/grabfile/69.pdf ・ 夏原由博(1996)セアカゴケグモの生態と刺咬症への対応. 生活衛生, 40(1) : 3-21. ・ 清水裕行・金沢至・西川喜朗(2014)日本のゴケグモ類5種の分布状況とセアカゴケグモの分散方法に関する考察. Bulletin of Osaka Museum of Natural History, 68 : 41-51. |

2. 届出の添付資料

○生態特性等に関する文献等

- 1) Western Black Widow Spider <http://www.savenature.org/grabfile/69.pdf>
- 2) 夏原由博(1996)セアカゴケグモの生態と刺咬症への対応. 生活衛生, 40(1) : 13-21.
- 3) 清水裕行・金沢至・西川喜朗(2014)日本のゴケグモ類5種の分布状況とセアカゴケグモの分散方法に関する考察. Bulletin of Osaka Museum of Natural History, 68 : 41-51.
- 4) 谷川明男. 日本産クモ類目録 ver. 2015R4.
- 5) William P. MacKay (1982) The Effect of Predation of Western Widow Spiders (Araneae : Theridiidae) on Harvester Ants (Hymenoptera : Formicidae). Oecologia (Berl) , 53:406-411.

ゴケグモ属 *Latrodectus* に関する情報

○原産地： 種によって様々だが、多くは熱帯～亜熱帯地方原産。

○定着実績： セアカゴケグモ (*Latrodectus hasselti*) は大阪府、三重県、兵庫県、和歌山県、奈良県等、37 都府県で確認されている。ハイイロゴケグモ (*Latrodectus geometricus*) は東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県など 13 都府県で確認されている。クロゴケグモ (*Latrodectus mactans*) は滋賀県、山口県で発見事例がある。ツヤクロゴケグモ (*Latrodectus hesperus*) は群馬県で発見例があるが、詳細不明。(文献⑤)

○評価の理由

ゴケグモ属は α -ラトロトキシンという神経毒を有し、刺咬により運動神経や自律神経が障害され、疼痛、激しい筋肉痛や筋痙攣、嘔吐、血圧上昇、呼吸困難などの症状を引き起こす。重症化した場合に血清投与が遅れると死亡する可能性もあり、人の生命・身体に被害を及ぼすおそれがある。

○被害の実態・被害のおそれ

(1) 人の生命・身体に係る被害

- ・ α -ラトロトキシンを有するゴケグモ属による刺咬により、局所の疼痛、激しい筋肉痛や筋痙攣、筋硬直、嘔吐、血圧上昇、呼吸困難などの症状を引き起こす。(文献①④⑪)
- ・通常は数時間から数日で症状は軽減するが、時に脱力、頭痛、筋肉痛、不眠などの全身症状が数週間継続することがある。重症例では、進行性の筋肉麻痺が生じる。(文献①②④⑪)
- ・ゴケグモ属による日本初の被害例：平成 9 年 7 月に関西国際空港（貨物区域）において 26 才男性が咬症被害を受けた。患者は抗毒素血清が配備されている大阪府立病院（現・大阪府立急性期総合医療センター）にて診察を受けた。(文献①)

○被害をもたらす要因

(1) 生物学的要因

- ・コンクリート建造物や器物の窪みや穴、裏側、隙間、管渠などに営巣し、人間の生活環境周辺に生息が可能である。
- ・一度に多くの卵を産み（1 卵塊あたり数十～数百卵）、増殖率が高い。
- ・カナダにも分布し、低温地でも生存可能と考えられる。

(2) 社会的要因

- ・貨物やコンテナ、建築資材、自動車等に営巣し、また農作物等に付着し、人為的に運ばれることにより分布が拡大する可能性がある。(文献⑥⑪)

例：ニュージーランドでは、ツヤクロゴケグモがカリフォルニアからの農作物（輸入ぶどう）に付着して複数回にわたり確認されている（文献⑭）

- ・屋外に置かれた傘や衣服、玩具等に付着して屋内に持ち込まれる可能性がある。

○特徴ならびに近縁種、類似種などについて

分類

- ・ゴケグモ属 *Latrodectus* は、クモ目ヒメグモ科に分類され 31 種に整理されている。（文献⑮）
- ・既に特定外来生物に指定されているセアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、クロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモはいずれもゴケグモ属に属する。
- ・八重山諸島に生息するアカオビゴケグモは同じゴケグモ属に属する（他のゴケグモ属同様に毒を持つ）。（文献③）
- ・ゴケグモ属の分類には様々な見解があり、例としてツヤクロゴケグモはゴケグモ属の中ではクロゴケグモに非常に近縁であり、本種をクロゴケグモの亜種とする場合や、あるいは同種として亜種としても扱わない見解もある。（文献⑦⑧⑨⑮）

分布

- ・国内で記録のある外来ゴケグモ属 4 種について、セアカゴケグモは、熱帯～温帯に生息し、オーストラリア、ニュージーランド、南太平洋諸国等に分布する。ハイイロゴケグモは、中南米、アフリカの熱帯地域が分布の中心だがインド、フィリピン、ハワイ諸島等、世界中の亜熱帯、熱帯地域に広く分布する。クロゴケグモは、北米原産で、北米中部～南米に分布し、北米大陸東部ではオレゴンとニューヨークの緯度まで分布する。ツヤクロゴケグモ北米（メキシコ、アメリカ、カナダ）西部に分布する。イスラエルにも分布するが、人為による移入と考えられている。（文献⑨⑩）

形態

- ・ゴケグモ属の形態的特徴として、腹部腹面の斑紋が赤色ないし薄色の四角形～砂時計形～双三角形であること、糸器の間突起が大きいことが挙げられる。
- ・雌の体長は、7～10 mm 程度（成熟時）。体色は褐色～黒色で、腹部背面の斑紋の有無には種や個体により変異がある。
- ・雄の体長は、2.5～6 mm 程度（成熟時）。腹部背面は種や個体により斑紋があるが、変異がある。腹部が細く、頭部の触肢が丸く膨らむことで雌と区別できる。雄は成体になっても小型のため、咬傷被害の可能性は低いと考えられる。

生態

- ・ゴケグモ属は、世界中の多くの多様な生息地で発見され、都市環境にも適応している。自然界では、乾燥地、砂漠や砂漠の条件に近い環境を好む。（文献⑬）

- ・人間の生活環境周辺にも適応し、コンクリート建造物や器物の窪みや穴、裏側、隙間、管渠などに営巣し、生息可能である。
- ・海外において、餌の 85% がコウチュウ目とハチ目の昆虫であったとの研究がある。この他、等脚類やクモ類、ハサミムシ類、直翅類、双翅類を捕食する。(文献⑬)

○その他の関連情報

- ・ツヤクロゴケグモは、海外において、秋から冬にかけて 2～8 個体が 1 つの網に集まっている例が報告されている。(文献⑫)
- ・「毒グモ」という言葉の印象の強さや、人体に直接影響を与えることなどから、社会的関心が高い。
- ・ゴケグモ属は、widow spider と一般に呼ばれる。(文献⑩)
例：セアカゴケグモは、red-back widow spider、ハイイロゴケグモは、brown widow spider とそれぞれ呼ばれる。クロゴケグモは black widow spider と呼ばれ、北米大陸の東部に分布しているのに対して、ツヤクロゴケグモは西部に分布し、英名は western black widow spider と呼ばれる。

○主な参考文献

- ①大阪府健康医療部環境衛生課 セアカゴケグモの詳細について（平成 11 年 2 月）。大阪府ウェブサイト セアカゴケグモについて, <http://www.pref.osaka.lg.jp/>（平成 27 年 4 月 22 日アクセス）
- ②大利昌久・新海栄一・池田博明(1996) 日本へのゴケグモ類の侵入. 衛生動物, 47(2): 111-119.
- ③小野展嗣（編著）(2009) 日本産クモ類. 東海大学出版会, 738pp.
- ④公益財団法人日本中毒情報センター(2009) 保健師・薬剤師・看護婦向け中毒情報【ゴケグモ類】 Ver. 1.00. 保健師・薬剤師・看護師向け中毒情報データベース, <http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>（平成 27 年 4 月 22 日アクセス）
- ⑤昆虫情報処理研究会 ゴケグモ情報センター, <http://www.insbase.ac/xoops2/>.（平成 27 年 4 月 22 日アクセス）
- ⑥清水裕行・金沢至・西川喜朗（2014）日本のゴケグモ類 5 種の分布状況とセアカゴケグモの分散方法に関する考察. 大阪市立自然史博物館研究報告, 68: 41-51.
- ⑦夏原由博（1996）セアカゴケグモの生態と刺咬症状への対応. 生活衛生, 40:13-21.
- ⑧D. Zhang, W. Cook and N. Horner (2004) ITS2 rDNA variation of two black widow species, *Latrodectus mactans* and *Latrodectus hesperus* (Araneae, Theridiidae). *Journal of Arachnology*, 33: 349-352.
- ⑨J. Garb, A. González and R. Gillespie (2004) The black widow spider genus *Latrodectus* (Araneae: Theridiidae) phylogeny, biogeography, and invasion history. *Molecular Phylogenetics and Evolution*, 31: 1127-1142.

- ⑩ Sylvia M. Lucas and Jurg Meier (1995). Biology and distribution of spiders of medical importance *In Handbook of Clinical Toxicology of Animal Venoms and Poisons*. CRC Press, 239-258.
- ⑪ J. White, J. Carsodo and H. Fan (1995) Clinical toxicology of spider. *In Handbook of Clinical Toxicology of Animal Venoms and Poisons*. CRC Press, 259-330.
- ⑫ M. Salmon, S. Vibert and R. Bennett (2010) Habitat use by western black widow spiders (*Latrodectus hesperus*) in coastal British Columbia: evidence of facultative group living. *Canadian Journal of Zoology*, 88: 334-346.
- ⑬ M. Salmon (2011) The natural diet of a polyphagous predator, *Latrodectus hesperus* (Araneae: Theridiidae), over one year. *Journal of Arachnology*, 39: 154-160.
- ⑭ Reed, C., Newland, S. (2002) Spiders associated with table grapes from the United States of America (State of California), Australia, Mexico and Chile. New Zealand Ministry of Agriculture and Forestry Report, Wellington, New Zealand, pp. 1–90.
- ⑮ World Spider Catalog (2015). World Spider Catalog. Natural History Museum Bern, online at <http://wsc.nmbe.ch>, version 16, accessed on 22.April.2015.

想定される未判定外来生物の例及びその他種類名証明書添付生物の例

| 目 | 科 | 属 | 特定外来生物 | 被害の概要 | 未判定外来生物 | 生物の特徴 | 種類名証明書添付 |
|---------------|---------------------|--|--|--------------------|---------|-------|----------|
| クモ Araneae | ヒメグモ Theridiidae | ラトロデクトウス (ゴケグモ) <i>Latrodectus</i> | ゴケグモ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・アカオビゴケグモ(<i>L. indicus</i>) | 人の生命又は身体に関 わる被害 | — | — | ゴケグモ属の全種 |

※下線部分:新規に指定することが考えられるもの

<現状>

| 目 | 科 | 属 | 特定外来生物 | 被害の概要 | 未判定外来生物 | 生物の特徴 | 種類名証明書添付 |
|---------------|---------------------|--|---|--------------------|--|-------|----------|
| クモ Araneae | ヒメグモ Theridiidae | ラトロデクトウス (ゴケグモ) <i>Latrodectus</i> | ハイイロゴケグモ (<i>L. geometricus</i>) | 人の生命又は身体に関 わる被害 | ゴケグモ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・セアカゴケグモ ・ハイイロゴケグモ ・ジュウサンボシゴケグモ ・クロゴケグモ ・アカオビゴケグモ(<i>L. indicus</i>) | — | ゴケグモ属の全種 |
| | | | セアカゴケグモ (<i>L. hasseltii</i>) | | | | |
| | | | クロゴケグモ (<i>L. mactans</i>) | | | | |
| | | | ジュウサンボシゴケグモ (<i>L. tredecimguttatus</i>) | | | | |